

定 款

株式会社 Gunosy

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 Gunosy と称し、英文では Gunosy Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータシステムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用
- (2) コンピュータによる情報処理、情報通信及び情報提供に関するサービス業
- (3) インターネットを利用する情報検索システムの企画、設計、開発、販売、賃貸、保守及び運用
- (4) インターネットウェブサイトの企画、制作、販売、開設、運営及び保守並びにプラットフォーム事業
- (5) インターネット広告及び広告代理店業務
- (6) インターネットその他の方法を利用した各種商品の販売及び EC（電子商取引）サイトの開設並びに運営
- (7) 電子マネーその他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売及び管理、電子決済システムの提供、電子決済等代行業並びに資金移動業
- (8) 各種マーケティング業務
- (9) 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
- (10) 労働者派遣事業
- (11) 人事測定及び教育訓練事業
- (12) ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、企画、設計、運用、販売、保守及びコンサルティングに関する業務
- (13) ゲーム、キャラクターその他のコンテンツの企画、開発、制作、販売、運営及びライセンス事業
- (14) 前各号に関するコンサルティング業務
- (15) 有価証券の投資及び売買並びにその他の投資業務
- (16) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、70,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予

約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役が 2 名以上いるときは、取締役会において議長を決定するものとする。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役グループ CEO、取締役 CEO、取締役 COO、取締役 CFO、取締役 CTO、取締役最高投資責任者各若干名のほか、必要に応じてその他の役付取締役を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役が 2 名以上いるときは、取締役会において招集権者及び議長を決定するものとする。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数を

もって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(期末配当金)

第45条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金（以下「期末配当金」という。）の配当を行う。

(中間配当金)

第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金（以下「中間配当金」という。）の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。